

令和元年10月から 幼児教育・保育の**無償化**が始まりました。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - 無償化後は、副食費(おかず・おやつ代等)が実費徴収になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食費(おかず・おやつ代等)が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や、市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【問い合わせ先】

旭川市子育て支援部こども育成課保育給付係 TEL:0166-25-9845

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

【問い合わせ先】

旭川市福祉保健部障害福祉課障害サービス係 TEL:0166-25-9854

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、最終ページをご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

【問い合わせ先】

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係 TEL:0166-25-9106

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、最終ページをご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

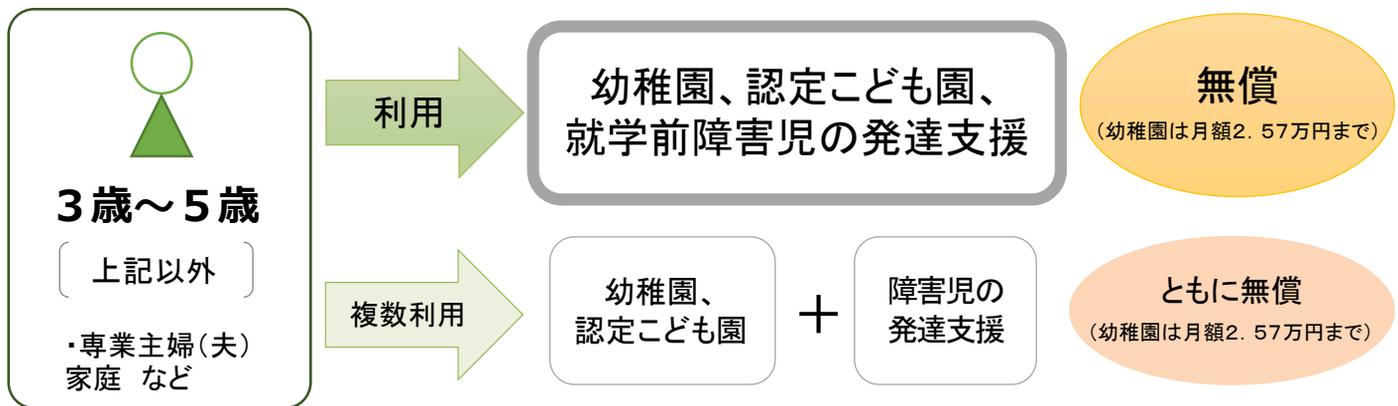
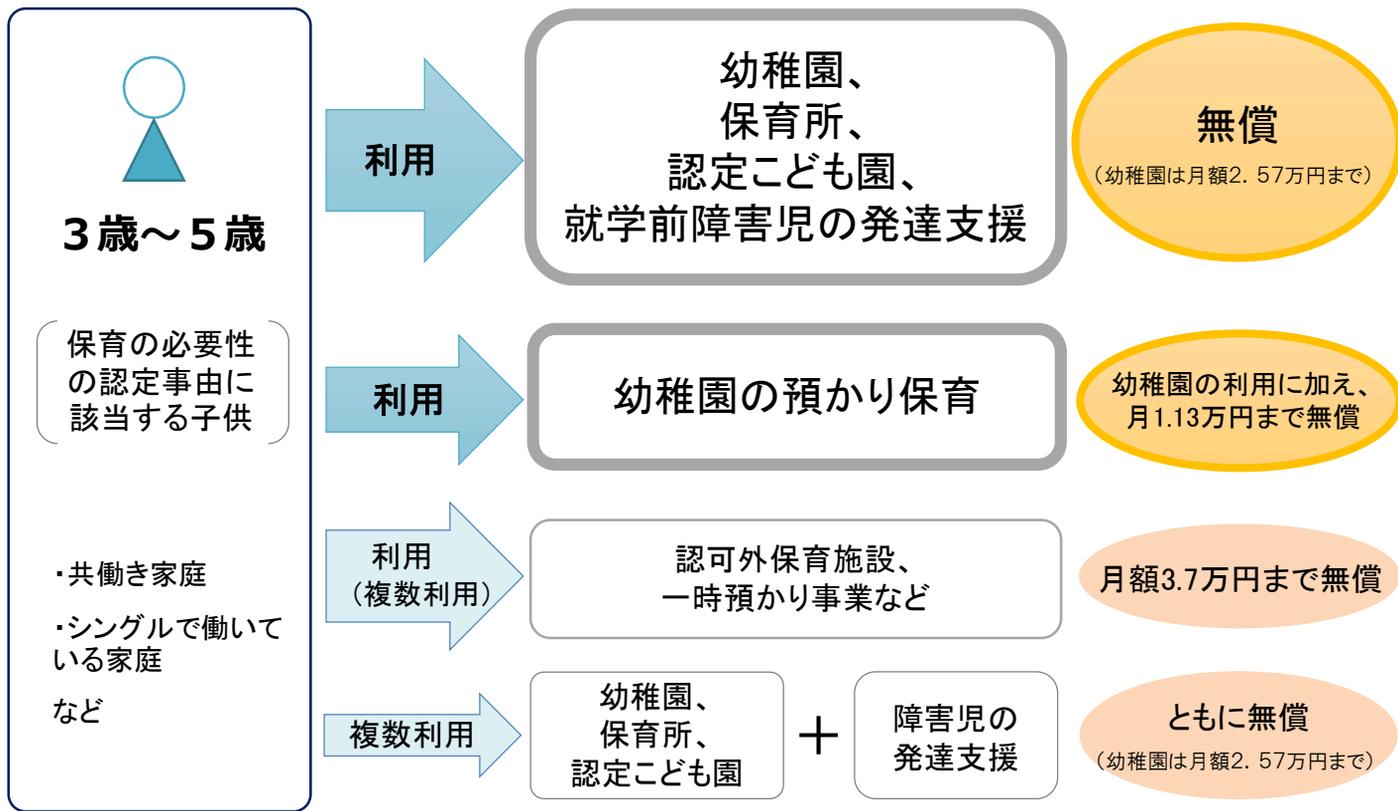
(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地域保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けます。

【問い合わせ先】

- 認可外保育施設に関する問い合わせ
旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係 TEL:0166-25-9844
- 一時預かり事業、病児保育事業に関する問い合わせ
旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係 TEL:0166-25-9106
- ファミリー・サポート・センター事業に関する問い合わせ
旭川市子ども総合相談センター TEL:0166-26-5500

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注2) 地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。

旭川市にお住まいで、幼稚園・認定 こども園の預かり保育を利用する場合

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る申請が必要**です。
 - 通われている幼稚園又は認定こども園へ「**施設等利用費支給認定申請書（法第30条の4第2号及び第3号）**」と「**保育の必要性を確認する書類**」を提出してください。
- (注) 旭川市の保育の必要性の認定要件及び確認に必要な書類は、下記のとおりです。
- 幼稚園・認定こども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

※日額の上限は450円です。

月に20日預かり保育を利用した場合は、20日×450円=9,000円が月額上限となります。

【旭川市における保育の必要性の認定要件と確認に必要な書類】

事由	確認に必要な書類
1. 月60時間以上就労することを常態としていること	・就労証明書 ・内職証明書
2. 妊娠中又は出産後間もないこと (認定の有効期間は産前6週間から産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで)	・出産申立書 ・産前産後休暇取得証明書
3. 長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること	・病気申立書
4. 親族等を常時看護又は介護していること(月60時間以上)	・病気看護(介護)申立書
5. 求職活動を継続的に行っていること (認定の有効期間は、認定の効力が発生した日から90日が経過する日が属する月の末日まで)	・求職活動申立書
6. 就学・職業訓練をしていること(月60時間以上)	・通学・通所申立書
7. 育児休業取得時に、すでに特定教育・保育施設等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること (育児休業開始の日から1年を限度とする)	・育児休業取得証明書
8. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	・り災証明書
9. その他市長が必要と認める場合	※状況に応じて必要書類をご案内しますので、お問い合わせください。

※申請書、確認に必要な書類は、通われている幼稚園又は認定こども園からお受け取りください。

【問い合わせ先】

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係 TEL:0166-25-9106